

独立監査人の監査報告書

令和5年6月28日

学校法人 山野学苑
理事会 御中

あると築地有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

厚海英俊



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

猿渡良太郎



限定付適正意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人山野学苑の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人山野学苑の令和5年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

「9. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項（5）不適切支出問題について」に記載のとおり、学校法人において、学校運営との関連性が乏しい支出、使用目的及び内容が明確でない支出（以下、「不適切支出」という。）に関して、外部有識者からなる第三者委員会が調査を行い、学校法人は令和4年12月に調査報告書を受領した。これを受けて、学校法人としても調査を実施し、不適切支出により学校法人が受けた損害額を明確にするために民事調停手続の申し立てを行った。その結果、民事調停法第17条の規定に基づく調停に代わる決定により401,645,661円の損害賠償金を学校法人が故山野正義の相続人から受取ることが確定した。

学校法人は、過去の事業年度において不適切支出と判断された金額については、前総長の故山野正義ら創業者一族から返還を受けるべき金額として会計処理を行っていたが、過去の事業年度において返還を受けるべき金額として会計処理した累計金額と調停に代わる決定により確定した損害賠償額とが大きく乖離していた。このことから、当監査法人としては、不適切支出の有無や金額について、学校法人の内部統制の整備及び運用状況が不十分で取引の実態が十分に把握されておらず、支出の事業関連性の判断が適切に行われていなかったと判断している。

当監査法人は、不適切支出を防止し適切な会計処理を行うためには、第三者委員会及び学校法人が策定した再発防止策の整備と適切な運用が必要と考えているが、令和5年4月28日に公表された最終報告に記載のとおり、当期末日現在において再発防止策が整備中であること、及び東京地方裁判所から損害賠償額の算定資料を入手することが出来ないことから、支出の事業関連性の有無の根拠書類など不適切支出が無いと判断するための十分な記録や証拠を学校法人から入手できなかった。

このため、不適切支出が当期の計算書類に含まれていないことについて、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。計算書類への金額的影響については、第三者委員会の調査報告書や学校法人の実施した調査結果に基づく、過去の不適切支出が含まれていた取引種類として、創業者一族に係わる経費に限定されるものと判断できるので、会計データから当該取引を抽出し、集計して検討した結果、計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上